

## 法令による悪臭の基準について

### ●臭気の基準について

○「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称。悪臭の排出規制として、東京都環境確保条例（条例）がある。

○条例では臭気指数で悪臭を規制している。臭気指数とは複数の人間が袋に採取した空気サンプルのにおいを嗅いだ後、そのにおいの程度を集計して数値化したものである。

\*サンプルを 10 倍に希釈してにおいを感ずる場合、臭気指数は 10、サンプルを 100 倍に希釈してにおいを感ずる場合、臭気指数は 20 となる。

○地域や、施設の排出口の高さによって条例の基準が異なる。島しょ地域は条例の基準の中で最も厳しい基準が適用されている。

	敷地境界	煙突等気体排出口
第一種地域 （住居地域、島しょ地域等）	10	22～ （当該施設は 22）
第二種地域（商業地域等）	12	24
第三種地域（工業地域等）	13	27



臭気の判定試験風景

出典：「臭気指数規制制度導入のすすめ」(環境省)

●今年、及び過去3カ年の臭気測定値

測定実施 年. 月	周辺住民宅 ※	臭気指数				
		工場敷地 境界①	工場敷地 境界②	工場敷地 境界③	冷却塔 出口A	冷却塔 出口B
H22. 7	全ての測定点で <10 (5地点)	<10	22	<10	37	40
H23. 1	全ての測定点で <10 (5地点)	<10	24	<10	41	40
H23. 8	全ての測定点で <10 (5地点)	<10	<10	<10	37	41
H24. 2	全ての測定点で <10 (5地点)	<10	28	<10	46	49
H24. 9	全ての測定点で <10 (5地点)	<10	<10	<10	40	39
H25. 1	全ての測定点で <10 (5地点)	<10	<10	23	42	45
H25. 8	全ての測定点で <10(10地点)	<10	17	<10	44	46
H25. 9	12 地点にて測定 を行った結果、 2 地点において 17、及び 20。 10 地点については 10 未満	<10	<10	28	—	—
条例の基準		敷地境界線：10			排出口：22	

※. 基準を超過した2地点は、H25年8月から追加した測定点であるが、H25年8月の測定では臭気指数は10未満であった。

